

議会だより

44号
平成26年7月発行

Report of City Assembly



『丹生こども園(通称)のそうめん流し』

目次

議会報告	2~5
議会報告会	6~8
一般質問	9~14

議員の賛否表	15
議会日誌・編集後記等	16

平成26年 6月定例会

平成26年第2回定例会は6月2日に招集され、会期18日間をもって6月19日に閉会しました。

この間に報告8件、承認4件、条例制定1件、補正予算1件、人事案件1件また、追加議案で人事案件1件、議員発議2件の計18件が提出されました。

議員発議1件は否決となりましたが、その他の議案は全て原案のとおり可決、承認しました。

条例（1件）

議案第1号

東かがわ市行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本議案については、統合庁舎を整備し、3分庁舎方式を統合庁舎として一箇所に集約することにより、本市の行政組織を見直すことにしたものです。この組織再編を実施するために、各部の事務分掌を定めた行政組織条例において、所要の改正を行うものです。

主な再編は、現在の3部制を維持し、市民部の人権推進室、事業部の商工観光室を総務部に移管し、それぞれ人権推進課、商工観光課とします。

また、総務部総務課の中に危機管理室を設置し、防災・減災対策、業務継続計画などへの対応をさらに強化します。

さらに、総務部の戸籍及び住民登録業務並びに窓口センター業務を市民部に移管し、市民課とし、事業部建設課の工事監察業務は、総務部総務課へ移管します。また、事業部経済課の名

称を事業部農林水産課とします。あわせて、総務課内の危機管理室設置と区別するため、市民部環境衛生室、事業部土地対策室、出納室をそれぞれ環境衛生課、土地対策課、会計課とします。

なお、組織再編は、統合庁舎へ移転し供用開始する日からとするため、施行日は規則で定めることとなります。

付託議案

総務建設経済常任委員会

議案第1号

東かがわ市行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例について

問 大内・引田庁舎の窓口サービスはいつまで残すのか。

答 窓口サービスについては、市民の方の混乱を防ぐため当面、現行の窓口サービスをそのまま引き継ぐ。

問 人権推進室、商工観光室を総務部に配置しているが、庁舎の統合で意思疎通が良くなるので配置換えの必要はないのか。

答 部を超えた横断的な政策・施策を喫緊の課題として取り組むために、より市長の直轄に近い形に配置した。

問 建設課の工事監察業務を総務課に変えたのはなぜか。

答 現在総務課で契約事務を取り扱っており、それと非常に関連が深い部分があり、一箇所に集めて工事関係業務をスムーズに執行できるものとした。



補正予算（1件）

議案第2号

平成26年度東かがわ市一般会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ、2,303万4千円を追加し、補正後の予算総額を154億525万7千円に

歳出

*総務費では、一般コミュニティ助成事業について、2団体が不採択となったことに伴い、補助金を一部減額し、自治会集会場整備事業費補助金を追加計上。
*労働費では、香川県緊急雇用創出基金事業、地域人づくり事業の採択内示に伴い、林業人材確保・就労支援事業の委託料を追加計上。

*農林水産業費では、農業委員会の事務に従事する職員人件費に対する県交付金対象経費の明確化に伴い、職員人件費の組換えを行い、多面的機能支払交付金事業について、協定対象区域の図面作成に伴う委託料を追加計上。
*商工費では、三本松商店街

路灯の設置に要する委託料及び工事請負費を追加計上。

*消防費では、自治会の防災倉庫設置事業費補助金を追加計上。
*教育費では、電気代基本料金の取扱いの見直しにより、パペットランドの指定管理委託料を追加計上。

歳入

一般コミュニティ助成事業で430万円の減額、活力ある地域づくり助成事業で990万円を増額し、スポーツ振興くじの交付額の決定に伴い、99万3千円を減額しています。

その他の歳出に対する財源としては、事業実施に伴う県補助金、財政調整基金繰入金を充てます。

付託議案

予算審査常任委員会

議案第2号

平成26年度東かがわ市一般会計補正予算（第1号）について

自治会集会場整備について
市全体の自治会館の耐震、防災倉庫等の調査はできているのか。

答 建築年度、床面積、間取り、トイレの状況等については調査しており、建築年度により耐震化の判断をしている。

問 その中で耐震化ができていない自治会館は何パーセントぐらいか。

答 自治会館の耐震化率は61.3パーセントである。

問 自治総合センターコミュニティ助成事業の補助金について、今回約半分の採択だが、金額的なものはいくらか。

答 祭り道具に関しては200万円から250万円ぐらいの申請、約2件程度はコンスタントに採択されている。

問 労働費の林業人材育成費委託料1,000万円について、森林組合へ委託し、000万円を3人だけを雇う事業なのか。森林組合も負担金を出すのか。

答 1,000万円のうち3名を雇用して、あとは専門的な知識を要する指導員と、事務費が1,000万円の中に含まれている。

問 多面的機能支払交付金事業の説明会は、どういう対象団

体に、どのような広報の仕方
で実施をしたのか。

答 中山間直接支払制度で活動している72団体と、土地改良区、農業委員会と農地・水関係で取り組んだ団体である。

問 自治会単位、また水利組合等、その辺りに対する説明が欠落しているのではないか。

答 説明できていないようであれば、また要望があれば説明に伺う。

人事（2件）

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員として岡本和士氏を推薦することに同意しました。
任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間です。

議案第3号

東かがわ市教育委員会委員の任命について
教育委員会委員とし山本勝博氏を任命することに同意しました。
任期は、平成26年6月27日から平成30年6月26日までの4年間です。

報告(8件)

報告第1号

市長の専決処分の報告につ

いて

損害賠償額の決定1件と工事請負契約の変更2件について、報告がありました。

* 損害賠償額の決定について(1件)

職員が庁用車運転中、道路標識に接触し損壊させたもので、過失割合を10対0とし、賠償額を3万6,750円と決定したものです。

* 契約の変更について(2件)

1件目は、「平成25年度丹生コミュニティセンター(仮称)新築工事」について、当初契約金額に、1,417万5千円を追加したものです。変更内容は、出来高数量の精査により変更したものと、必要となった外構工事などを追加したものです。

2件目は、「平成25・26年度大内地区幼保一元化施設建設工事(建築)」について、契約金額に11万2,050円を追加したものです。変更内容は消費税率が8%に引き上げられたこと

に伴い、変更増額した内容のうち、今年度に引き渡しが行われる部分について、消費税3%を追加したものです。



幼保一元化施設完成予想図

報告第2号

平成25年度東かがわ市一般会計繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として議決した22事業の内、完了した事業を除く21事業について、繰越計算書のとおり総額8億3,103万5千円を翌年度に繰り越したことが報告されました。

報告第3号

平成25年度東かがわ市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として議決した下水道施設建設事業について、繰越計算書のとおり総額1億450万円を翌年度に繰り越したことが報告されました。

報告第4号

平成25年度東かがわ市水道事業会計予算繰越計算書について

配水管布設替事業等について、繰越計算書のとおり総額1,350万円を翌年度に繰り越したことが報告されました。

報告第5号

平成25年度東かがわ市土地開発公社の決算に関する書類

の報告について

資産及び負債の状況、財務状況等が議会に報告されました。

報告第6号

平成25年度一般財団法人東かがわ市スポーツ財団の決算に関する書類の報告について
事業報告並びに決算状況が議会に報告されました。

報告第7号

第12期株式会社ソルトレイクひけたの事業計画に関する書類の報告について
事業計画・収支計画等が議会に報告されました。

報告第8号

第11期株式会社ソルトレイクひけたの決算に関する書類の報告について

決算に関する書類についての報告があり、当期純損失が、30万2,868円となりました。放流魚価の高騰等により当期純損失が出たため、前期の繰越利益剰余金で処理しています。



承認（4件）

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成25年度東かがわ市一般会計補正予算（専決第4号））

歳入歳出それぞれ、80万円を追加し、補正後の予算総額を150億3,274万3千円としたもので、後期高齢者医療事業特別会計への事務費繰入金を計上したものです。

歳出に対する財源としては、財政調整基金繰入金を充てます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて（平成25年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（専決第1号））

歳入歳出それぞれ、80万円を追加し、補正後の予算総額を4億4,352万3千円としたもので、3月補正後に保険料還付が増え、歳入不足となることが見込まれたため、追加計上したものです。

承認第3号

専決処分の承認を求めること

とについて（東かがわ市税条例及び東かがわ市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一部改正を行ったものです。

主な改正点は、法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げに伴う改正、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長に伴う改正、軽自動車税の税率引き上げなどです。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて（東かがわ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一部改正を行ったものです。

主な改正点は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等にかかる課税限度額と介護納付金課税額にかかる課税限度額をそれぞれ引き上げることや国民健康保険税の軽減に係る判定所得を引き上げ、軽減世帯のわくを拡げる改正です。

議員発議（2件）

発議第1号

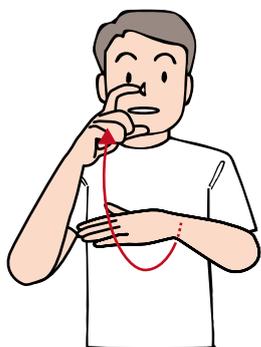
集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について

集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を国家機関に提出する議案が提出されましたが、賛成少数で否決となりました。

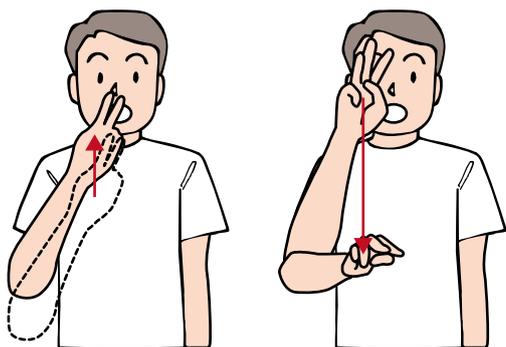
発議第2号

手話を言語として普及、研究する環境整備を求める意見書について

高松聴覚障害者協会から手話言語法制定を求める意見書の提出を求める要望の陳情書を受け、協議の結果、手話言語法の制定を求めるための意見書の内容を少し変え、手話を言語として更に普及、研究する環境整備を法整備を含めて国として実現することが必要と考え、標題の意見書を衆参両院議長、総理大臣と関係大臣あてに提出する議案が提出され、原案のとおり可決となりました。



東



か

が わ

議会報告会

平成26年5月に3月定例会等に関して、第2回目の議会報告会を前回の報告会より3会場増やし（相生コミュニティセンター・引田公民館・白鳥コミュニティセンター・福栄コミュニティセンター・三本松公民館・丹生コミュニティセンター）の6会場で行いました。

報告会の内容は、前回と同様1部については、3月定例会等において主に活発な議論を行った議案についての報告を行い、2部は市民との意見交換会により貴重なご意見をいただきました。参加総数は64人で、会場を増やしたことで前回より増加となりました。

報告の内容が分かりにくいとの指摘もあり、次回までに検証を行い市民の皆様により分かりやすい報告会ができるよう一層努力と研究をいたします。



問 議会報告会への出席案内の方法をもっと考えて、より出席者が増える工夫をしてみたい。また、報告会の周知方法は、より良い案内の方法を考えます。告知端末等で案内しています。

問 報告者のペースが速くて資料のどの部分の事か分かりにくい、また、地域の事も報告して欲しい。

答 分かりやすいように検討し、努力します。

問 夏休み等の期間が短くなった経緯は。土曜日授業が全市体で行われるようになった経緯は。

答 夏期休暇の短縮は学習指導要領が一部変わったために、授業日数が必要となりました。土曜日授業は試験的に行って来たが、一定の成果も見られるので拡大しました。また、土曜授業は通常の授業とは違った内容で行い、自主参加としています。

問 縁むすび事業、具体的にどのようにするのか。

答 縁むすびコーディネーター（5人）を委嘱し、登録した男女のお見合いやパーティを行い、成婚につなげます。

問 公共下水道事業の周知はしているのか、加入したい人がいるが、個人負担が必要か。

答 行政が説明会をしています。第一枘までは市が行います。

問 教育費が2割近く減になっているがなぜか。

答 大内小学校建設工事・各校の耐震補強などが終わったことで減額になっています。

問 歳入と歳出だけの報告であるが損益貸借表に関するものはないのか。

答 今はないが、国への報告の為の指標を資料として作っています。

問 減反制度がよく分からない。後継者がいない中でなぜ減反しないといけないのか。価格の維持の為か。

答 減反については価格の維持のために始めました。しかし、価格維持は減反をしてもダメでした。今回、国の方では減反制度を打ち切る方針であるが、国からの詳細はまだ決まっていないのが現状です。

問 国保について提案したい内容があるが。

答 提案したい内容があるのであれば、事前に議会事務局まで連絡をしてください。

市当局に関する 質問・意見等に対する 市当局からの 回答

【問】 市光通信網をもっと有効活用できないか。
（医療等へのネットワーク化）
【答】 情報通信技術は日進月歩であり費用対効果も検証しながら利活用を研究してまいります。

【問】 丹生小学校が統合され老人会と児童とのふれあう機会がなくなった。統合の小学校からは運動会の出席案内もなくなり、老人達はさびしい思いをしている。
【答】 家庭や地域の高齢者に対して、幅広く案内をしています。高齢者の参加種目も設けるなどし、多くの方に参加していただけるよう工夫してまいります。

【問】 老人の憩いの場の計画はどうなっているか。三本松公民館で行ってほしいと申し入れしているが返事がない。
【答】 協力をしていただいているボランティアと相談し、参加者も増えつつあるので、現時点では大内保健センターで実施します。

【問】 成重遺跡の公開はどうなっているのか。
【答】 遺跡の重要性から再調査できるよう、高架としており、場所は確認しやすくしています。現状保存を原則にし再調査等の計画はありません。

【問】 道路の補修工事で上から上から貼って行き道路が高くはがして改修できないか。道路の管理をもっとやるべきでないか。
【答】 舗装修繕は、古い舗装部分ははぎ取り、新たに舗装を行うこととしておりますが、工事費が大幅に高くなることから、緊急性を考慮し、順次施工してまいります。

【問】 白鳥動物園の知名度は全国的に高い、全国放送でも何度も出ているが動物園への道は分かりにくく狭い。先般の火災でも消火活動に支障をきたし、避難もしにくいいため拡幅できないか。
【答】 改良工事は計画していません。

【問】 休日ケアマネ等の方が介護保険事業の相談ができるように。また、調査に来れるようにできないか。
【答】 要支援1・2の方については、休日・夜間等で緊急の相談等がある場合は、市役所に連絡していただければ、担当者から連絡をします。要介護認定調査は原則平日

【問】 統合小学校への送迎の範囲の見直しはできないか。
【答】 国の基準をもとに、実情にあった送迎支援体制を継続していきます。

【問】 学校のコーディネーターは誰が発案したのか、何人いるのか、仕事の内容は。
【答】 県の要領に基づき、2名を配置し整備や活動等のプログラム企画を学校と協議を行って学校と地域を結ぶための活動をしています。

【問】 要介護認定調査は原則平日



問 市内には医療難民が多い。医者に行きたくても交通手段の無い人たちのために、軽四輪自動車でもいいので対応できないか。

答 交通弱者対策について、費用対効果と公共交通事業者の事業への影響は十分に考慮しつつ研究します。

問 現在、千年橋が工事中だが完成後、宮脇地区への人の動向、住民、子供の誘導をどうするのか。

答 新たに歩行者用の橋を作っています。西詰めには横断歩道が新設予定であり、未改良区間については、県に要望していきます。

問 引田城址に登りたいという方がどこから登るか分からないから教えてほしいと言われたことがあるが、整備されなくて説明のしようがない。また、大型バスで来るという声もあった。文化財保護についてやっていくならこのあたりを先にやるべきである。

答 登山口は引田港側・田ノ浦

キャンプ場からの2箇所あります。登山口に案内図が建てられています。マイクロバスは可能だが、大型バスについては讚州井筒屋敷第2駐車場が適当と考えます。

問 新五名ダムはどうなっているのか。

答 現在計画は進んでいます。

問 湊川河口の旧白鳥町時代の野焼きをしていた焼却場の状況は。

答 平成9年度に回収撤去しています。現状把握のために水質及び土壌の検査を行います。

問 湊川は鮎の遡上もあり生態系を残していくようにはできないのか。

答 河川工事において、みお筋（瀬）を設置するなど工夫をしています。生態系に配慮した施工をとるよう県に要望しています。

問 コミュニティセンターについての考え方は。

答 目的が地域住民の連帯意識を高め、コミュニティ活動及び社会教育活動の促進を図るとともに健康で文化的な地域社会の発展に寄与することであると考えています。

問 引田小学校の南側地区は、宅地になりつつあるので、道路整備をしてほしい。

答 市道国体記念道路は整備済みであり、新たな道路整備計画はありません。

問 執行部は、市民との意見交換をすべきである。

答 各種の会合や出前講座で意見交換会の機会を設けています。

※なお、掲載しているものは一部であり、詳細についてはホームページに掲載します。



引田庁舎後の利活用を

今後どのように進めるのか
歴史民俗資料館等としての利用を考えている

政策課



鏡原 慎一郎

問 新庁舎と同時進行で引田庁舎の有効活用について考えていくと、いつか現状どようになっているのか。

答 1階は、窓口センターを配置し、5階、6階の書庫はそのまま使用することとするが、将来は移転も考えられる。2階から4階までについては、歴史民俗資料館として利用してはどうかと考えており、登録有形民俗文化財に指定されている「東かがわの手袋製作用具及び製品」の展示等の場所としても活用すればより魅力ある施設になると考えている。また、引田郵便局の引田庁舎内への誘致についても関係者との協議を重ねているところである。

問 歴史民俗資料館については、

答 暗室化や湿度管理の問題等があり現庁舎を改造しないといけないがそのあたりの事も考えての提案なのか。

答 あくまでこれは決定ではなく提案なのでそのあたりの関係についてはまだできていない。

問 市長は、「実際にどうするかは市民の皆さんの御意見を伺って決定いたします。」と、昨年3月議会で答えているが、案が出来たのであればなるべく早くそのことを実施するべきではないか。

答 一番関係した引田地区の皆さんの御意見は早い時期にお伺いしたいと思っている。



引田庁舎

地域包括ケアシステムの構築は

本市の実情に合ったケアシステムを構築していく

福祉課



楠田 敬

問 社会保障費の見直しや、介護の担い手不足も予想されるなか、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる医療、介護、予防、住まい、生活支援などを切れ目なく提供できる体制として、地域に合ったケアシステムをいかに築くかが、地方自治体を中心に地域住民や関係諸団体等の取り組みにかかっている。「地域包括ケアシステム」の現在の取り組み状況はどのようになっているのか。また、今後の計画等についてはどのように考えているか。ケアシステムでは、認知症対策が大きな柱のひとつといえるが、認知症対策の現状と今後の計画についてはどのように考えているのか。

答 「地域包括ケアシステム」については現段階では、日常生活圏域ニーズ調査等による地域の実態把握や「地域ケア会議」を実施し、個別事例の検討を通じて地域のニーズや社会資源の把握に取り組んでいる。本年度、「東かがわ市介護保険事業計画（第6期）」を策定し、計画をもとに、先駆的な取組事例を参考にしながら、本市の実情に合った地域包括ケアシステムを構築していく予定である。認知症対策については、認知症に関する相談は年々増えており、地域での見守り体制の構築が不可欠であり、地域住民や学校の生徒など、幅広い年齢層に認知症予防の知識や必要性を周知している。今後は、状態に応じたサービスが受けられる体制整備や、医療機関と連携を強化し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で支えあう体制づくりに取り組むたい。

「東かがわ市介護保険事業計画（第6期）」を策定し、計画をもとに、先駆的な取組事例を参考にしながら、本市の実情に合った地域包括ケアシステムを構築していく予定である。認知症対策については、認知症に関する相談は年々増えており、地域での見守り体制の構築が不可欠であり、地域住民や学校の生徒など、幅広い年齢層に認知症予防の知識や必要性を周知している。今後は、状態に応じたサービスが受けられる体制整備や、医療機関と連携を強化し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で支えあう体制づくりに取り組むたい。

子ども・子育て支援新制度に向けて

子育てしやすい東かがわ市を目指す

子育て支援課



大田 稔子

問 社会保障と税の一体改革のひとつとして「子ども・子育て関連3法」が成立し、この法に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートする予定である。この制度が導入されることにより本市の子育て支援施策事業の現状は、どのように変わるのか。

答 施設の利用の手続きが変わる。具体的には保育の必要性の認定を受ける必要がある。地域子育て支援事業は、個々の事業内容が大幅に変わるわけではないが、量的拡大及び質の改善に取り組む。

問 新制度に伴う課題は。

答 放課後児童クラブの対象年齢拡大に対し、面積基準が満た

せないこともあり、教育委員会と協議し、事業従事者及び子ども・子育て会議の意見を聴き今後5年間の計画を策定していく。

問 放課後児童クラブは、量の拡充も必要だが、質の向上も図るべきと考えるが。

答 その通りである。質の向上を図っていく。

問 利用しやすい病児・病後児事業の改善が必要では。

答 さぬき市との連携、また対応についても図っていく。

問 子育ては、東かがわ市が一番との環境を整えるには、思い切った施策を構築し実行することが重要と考える。子育て支援に対する決意を伺う。

答 子どもが減少し続けているのは本市の最大の課題である。まず婚活から始まり若者定住、生まれてきての子育ては、東かがわ市がしやすいと言われるような対応を今まで以上に力を入れて取り組む。

放課後児童対策事業の所管を一本化すべき

放課後子ども教室は廃止する

子育て支援課



木村 ゆみ

問 放課後児童の対策事業として、本市では放課後児童クラブは「子育て支援課」が所管し、放課後子どもプラン、放課後子ども教室は「生涯学習課」が所管している。

6月議会には、機構改革のための条例改正が提案されているが、放課後児童クラブを生涯学習課に移し、例えば『放課後子ども対策室』なりを設置して、児童クラブと子どもプラン・子ども教室を一体的に運営することで、指導員やスタッフ、ボランティア等の人材確保やコーディネートも一元化でき、放課後の児童に関する事業がスムーズに推進できるのではないかと。

答 組織の再編とともに放課後児童に関係した事業について検

討を進めてきた。その結果、平成27年度から放課後児童クラブの対象年齢が引き上げられることや、放課後子どもプランに対する県の助成金が廃止されること等から、放課後子ども教室を廃止し、放課後児童クラブの1層の充実を図ることとし、子育て支援課が所管していくこととした。また、土曜日、日曜日、長期休業に関係した事業については、生涯学習課が所管し、体験活動や創作活動を中心とした活動（わくわくチャレンジ教室、少年少女発明クラブ開催事業）の場としていくこととした。

今後、具体化に向けて、放課後児童クラブの充実という点から、指導員やコーディネーター及びボランティアの役割や責任の明確化、配置人数、人員の確保等の問題や、施設・設備の整備や充実、民間事業者との連携協力等について協議を進めていく。

まちづくりで景観法を取り入れるのか

今後、景観計画を考える

建設課



井上 弘志

問 景観法に規定される「景観行政団体」に移行し、地域独特の町並みを生かしたまちづくりに力を入れる自治体が増えていく。東かがわ市も移行したのか。

答 今年、4月より景観行政団体になった。

問 東かがわ市は景観行政団体になったが、基本的な考え方は、景観法の目的達成に向けて、取組を行う区域や施策を定め、美しく風格のある郷土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に加えて、個性的で活力ある地域社会の実現を図り、市内の景観資源を生かしたまちづくりをしたいと考えている。

問 現状、景観法に係る諸施策を個別的に実施している。今後は、建築物や土地開発に関する規制、景観重要建造物や景観重要樹木の指定と保全、周囲の景観と調和した屋外広告物のあり方等、多くの項目について計画を立て条例化が必要である。しかし、あれもこれもではなく、重点的に考えるべきであると思

問 今後の対応策は、景観に係る施策を含めた都市計画分野の基本計画を立案、策定して行く。現時点での取組みとしては、道路愛護団体による道路の清掃、桜の植樹、管理やコスモスなどでの花いっぱい運動など、身近なところでの生活環境の向上を目指すボランティア団体などの活動を積極的に支援する。

答 東かがわ市基本構想との関係は、どう関連付けるのか。

問 120年の歴史を持つ手袋産業は地場産業として形成されてきた企業である。手袋の生産量は、全国の90%であるが、実質は市内での生産は生産全体の約5%であり、残りは海外生産である。市内雇用にしても61社ある中で約1500人の雇用であり人口で割ってみると全体の4・5%、海外で生産をしている27社については約1万人を超えての雇用と聞いている。国内生産を5%から10%を目標にすることで、雇用が増えるし人口減少を少しでも食い止めることが出来るのではないかと。手袋工業組合では、新たなブランド化の創設を打ち出し生き残りをかけているが、平成24年雇用実数の



田中 貞男

人口減少を遅らす手立てについて

市として支援をする

商工観光室

なかで、縫製職人は154人であり家庭での縫製は262人と聞いている。技術を身に付ける縫製学校的なものを手袋工業組合等と協議を重ね、何らかの支援をすることで、雇用を生むきっかけになり地場産業の生き残りができ、人口減少を遅らせることにつながっていくと考え

答 後継者育成が急務となっている今、育成や地域活性化に繋がようと、日本手袋工業組合が中心になり、技術力の維持・新たな販路開拓・新ブランド化を目指し、立ち上げたプロジェクトに対して財政支援を行っている。期待をしている。



学校給食無料化、

給付制奨学金制度の創設を

学校給食法の規定、多額の基金が必要等で困難

学校教育課



東本 政行

問 日本創成会議の発表によると東かがわ市の人口は、2040年に18,042人になると予想結果が公表されたが、この試算どおりには絶対させない決意が必要。そのための対策として、子育て支援の強化が必要である。とくに教育費の保護者負担軽減政策が必要である。憲法26条2項には、「義務教育は、これを無償とする」とし、また国際人権規約に定められた「初等」「中等」「高等」（高校・大学）無償化が日本の目指す国際公約となっている。しかし、日本の現状は、「世界の高学費」で学費が高いため進学を断念したり、中退する学生もいる。中学校に入学する際、15万円も費用がかかったと

の話も聞く。安心して教育が受けられなく、子育てしにくいのが実態である。市長が「少子化対策の為ならあらゆることをしたい」というのなら、次の2つの制度を取り入れるべきである。一つは、学校給食保護者負担なしの制度、すでに全国で約50の自治体で実施されている。二つ目は、給付制奨学金制度の創設。長野県が2014年より実施した。奨学金返済が困難になり自己破産に追い込まれた例が全国にはある。返済猶予期間の延長では解決しない。これらの子育て支援には大幅な予算増加が必要。東かがわ市を、子育て支援、少子化対策先進自治体にする決意が必要ではないか。

答 子育て支援対策は本市の重要な施策の一つとしている。学校給食の負担は、児童生徒の食料費分である。給付型奨学金制度は、多額の基金の必要性等を勘案し困難であると判断している。

教育委改革法による市への影響は

懸念、不安の声あり、払拭していく

教育委員会



鈴江代志子

問 6月13日、国会で可決した教育委員会改革法は、残念ながら、制度の「原点」（本来の目的と精神）に立ち返った、65年余におよぶ教育委員会制度の歴史的経緯を冷静に踏まえての子どもと教育関係者や保護者と地域住民の目線に立って、この制度を真に再生し、活性化させるための国民的合意の確立を目指したのではない。改革法は「教育委員長と教育長を一本化した」新たな教育長を新設し、首長が直接任免するもので、首長の権限が強化される一方で、合議制の教育委員会の権限は弱体化される。憲法に保障された教育の自由と自主性を侵害する

この法が成立した今、市への影響をどう考えるか。

答 教育の大綱を決定する総合教育会議を首長が招集するなどから、首長の権限が増大しすぎるのではないかと、首長が変わるたびに教育施策が変わるなど懸念の声もある。不安を払拭するためにも、教育推進の最も重要な柱である中立性、継続性、安定性を維持することが大切であり、首長部局と教育委員会との連携、協力を一層密にし、各方面からの意見聴取や情報の公開等、今以上に重要と考える。

問 子どもが主人公の東かがわ市教育委員会であってほしいが、教育長、市長はどこに主眼を置くか。

答 人の育成は市の存続を左右する大事な部分である。制度がどのように変わろうと、教育は社会の根幹であり、子どもを一番に思いやっていく。

東かがわ市の魅力発信の取り組みは

魅力発信するため啓発活動に取り組む

教育委員会



渡邊 堅次

問 地域の産業史を伝える貴重な資料である「東かがわの手袋製作用具及び製品」が、登録有形民俗文化財に登録された。今後どのように取り扱うのか。

答 小学生対象に手袋史跡めぐりや手袋作り体験の開催などを計画している。展示については所有者の日本手袋工業組合との連携を図りながら考える。

問 手袋産業の新たなブランド事業は、就労者の減少や縫製技術者の高齢化が進み、近い将来産地としての機能を失いかねない危機感から若手経営者らが技術の維持・継承を目指し、後継者育成や地域活性化につながるプロジェクトである。行政としてどのように支援していくのか。

答 手袋製造の産地として「ものづくり」を残すことで地域活性化が期待できる。これらの魅

力発信をするために積極的に協力していく。

問 国指定史跡登録を目指している「引田城跡」について、現在引田まち並み保存会、風の湊会を中心に専門的な知識のある方を講師に招き勉強している。行政は「引田城跡」を今後どうするか。

答 指定申請には、文化庁に引田城跡の歴史的価値を明らかにする必要があり、調査成果を今年度中にまとめる事務手続きとともに、引田まち並み保存会が実施する引田城跡ボランティアガイドや歴史講座などの啓発活動に協力する。

問 引田の古い町並みには、登録有形文化財に指定されている建物が7軒31棟あり、指定されていない建物との調和の基に、町並みが成り立っている。最近では町並み保存のために、建物土地を市へ譲渡したいと申し入れる方も出ている。これからの町並み維持、保存をどのように考えているのか。

答 有効な文化財保存活用を引き続き検討する。

とらまる公園の多目的な利用について

概ね円滑に行われている

教育委員会



大藪 雅史

問 とらまる公園は広域避難所にもなっており、避難の際の誘導灯やグラウンドの照明設備があつた方が避難において安全が確保できるのではないかと。また、市内のジュニアスポーツ、サッカー等も指導者や、保護者の都合から夕方、日没後に行われることが多く各方面から要望も多

いと思われがどうか。

答 現在、市内の体育施設で、夜間に照明を使って活動しているスポーツ少年団は5団体あり、軟式野球が4団体、サッカーが1団体である。それぞれ、引田、白鳥、大内の各野球場や本町、白鳥、大内の各小学校の運動場

を利用している。とらまる公園多目的広場については利用が概

ね円滑に行われているものと認識し、スポーツ施設としての照明設備は考えてない。

問 野球場においては旧町ごとにあるが、サッカーや陸上競技をするグラウンドは十分な照明設備もない。児童数も減り中学校でも市内全体で一学年150名になってくることからクラブ活動も市内全域で考えなければならなくなる。そのためにもそれぞれのスポーツ施設の整備が必要と思うが。

答 将来的にはスポーツ施設の重点的な整備が必要と思うが、現時点では少年団や一般のサッカー団体からも要望が出ておらず、避難所としても夜間のイベントをするにも考えていかなければならないが、現時点では考えていない。

青少年のインターネット依存対策について

早急な対策が必要であり実践しているところ

教育委員会



滝川 俊一

問 厚生労働省研究班の調査報告によると、子どもたちのネット依存の深刻さが明らかに became。パソコンや携帯電話でインターネットに熱中するあまり、健康や生活に支障を来たすネット依存の中高生は全国で推計51万8千人に上るとのことである。今回の調査報告書についての見解、また一刻も早い保護者や教師への依存のサインを見逃さないような啓発など、ネット依存者を出さない取り組みについて伺う。

答 全国264校の中高校生約10万人を対象に、「ネットに夢中になっていると感じるか」「使用をやめようとした時にイライラを感じるか」など、8項目を質問調査したものであ

る。調査項目の8項目中5項目以上が該当し、「ネット依存が強く疑われる病的な使用状況」と分類した中高生の割合が全体の8%であり、全国の中高校生で計算すると51万8千人と推計される。「病的な使用状況」とする4分の1が、「午前中の体調が常に悪かった。しばしば悪かった」と答えている。各学校においても、「情報化社会に適応できる児童生徒の育成」を目標に指導の充実に努めている。また学習参観などの折に、国や県が作成したリーフレットを配布したり、スマートフォン等の携帯端末の弊害などの学習会を開催して、保護者への啓発にも取り組んでいる。今後も教育委員会、各学校、保護者、関係機関等との連携を図りながら、正しいモラルを身につけ、情報社会に適応出来るよう指導、支援し、犯罪の加害者にも、被害者にもならないよう教育活動を進めていきたい。

行政視察研修

6月30日・7月1日に福岡県大野城市と佐賀県嬉野市へ議員全員で「共働によるコミュニティ」と「議会改革」を研修テーマとして視察を行った。

大野城市は、コミュニティ条例を制定し、平成23年4月1日から施行している。

自治法により建設された公民館を各地区に配置し、市民が使いがっの良ように運営されていた。

この施設を利用して、市民と行政が対等な関係で役割分担して課題に取り組み、人づくり、まちづくりを推進していた。

また、共働のための人的支援制度を設け、プロジェクトチーム「わくわく推進会議」を設置。

その中で「担当職員と市民推進委員が一体となり、職員が地域の中に溶け込み、地域の課題を見つけ、子育て支援、高齢者対策など」が実施され、幅広い活動が展開されていた。

嬉野市は全国的にみても議会改革の先進市である。

平成20年に議会改革委員会を

立ち上げ、基本条例の検討を重ね、平成21年には議員発議で上程、可決し、その年の翌月から施行されている。

制度の動きとして、主なものは四回の議会報告会を行っていた。最初は議会報告会であったが、議員とかなろう会と名を変更をしたのが参考になった。

また、議会だよりを報告会の資料としており、大いに見えるべきものがあつた。

一方、一般質問では90分で回数制限なし、毎回ほとんどの議員が質問に立ち、執行部の考えをただしている。説明議員の目が輝いていたのが印象的であつた。

本市においても参考にすべきところがあり、成果の上がった研修であつた。



議員の賛否表

会議名	平成26年										
	第2回定例会										
	6月2日採決					6月19日採決					
可決・否決の別	承認	承認	承認	承認	同意	可決	可決	同意	否決	可決	
議案名	承認第1号	承認第2号	承認第3号	承認第4号	諮問第1号	議案第1号	議案第2号	議案第3号	発議第1号	発議第2号	
議員名	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(専決第4号))					東かがわ市行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定					
	専決処分の承認を求めることについて (平成25年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(専決第1号))		専決処分の承認を求めることについて (東かがわ市税条例及び東かがわ市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)		専決処分の承認を求めることについて (東かがわ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		平成26年度東かがわ市一般会計補正予算(第1号)について			集団的自衛権の行使容認に反対する意見書について	
	専決処分の承認を求めることについて (東かがわ市税条例及び東かがわ市税条例の一部を改正する条例)					人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて					
滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
中川 利雄	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
大田 稔子	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
鏡原慎一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鈴江代志子	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	
東本 政行	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
田中 貞男	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
石橋 英雄	—	—	—	—	○	○	○	○	●	○	
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
井上 弘志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	

※○は賛成 ●は反対 —は採決に加わらなかった者です。

※議長(橋本 守)は可否同数の場合のみ表決権があります。

※議案第3号 東かがわ市教育委員会委員の任命について = 山本 勝博 氏

※諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 岡本 和士 氏

議 会 日 誌

25日

議会運営委員会
全員協議会

4月

8日

議会報告会

議会報告会

議会報告会

議会改革推進会議

全員協議会

議会運営委員会

全員協議会

6月

2日

議会改革推進会議

総務建設経済常任委員会
予算審査常任委員会

全員協議会

本会議（一般質問）

議会運営委員会

本会議（一般質問）

本会議

全員協議会

議会広報広聴特別委員会

議会行政視察研修

7月

1日

議会行政視察研修

議会広報広聴特別委員会

議会広報広聴特別委員会

議会広報広聴特別委員会
議会改革推進会議

14日

議会改革推進会議

全国市議会

議長会表彰

十五年表彰

田中 貞男

十年表彰

石橋 英雄

十年表彰

矢野 昭男

四国市議会

議長会表彰

十六年表彰

木村 ゆみ

十二年表彰

橋本 守

十二年表彰

東本 政行

（並びは五十音順）

（年数について、町議会議員の在任期間は1/2で計算）



編集後記

今年は例年と違って梅雨入り前から真夏日が続き、熱中症になる人が増えるのではないかと心配されます。

今回は、第2回議会報告会の内容について掲載しております。市民の皆様により分かりやすい報告会ができるよう努めてまいりたいと思います。

これから夏本番となりますが、お体に気を付けてお過ごし下さい。

M・I



市民のみなさん

議会傍聴を

してみませんか